



令和8年関税法改正について (1)

令和8年3月31日に関税法と基本通達が改正されました。本改正により既に保税地域の許可を受けている皆様において貨物管理規定を見直し後、保税業務規則として再提出いただく必要が生じたので令和8年関税法改正についてご案内申し上げます。

また、詳細については税関ホームページ（保税ポータル）に詳しく掲載しておりますので参照願います。



1. 貨物管理規定(CP)の見直しと保税業務規則の提出 (第43条第11号)

既に保税地域の許可を受けている方も、**令和8年9月30日**までに貨物管理規定(CP)を見直し保税業務規則として最寄りの税関までご提出願います。

なお、保税業務規則で規定する内容は現行の貨物管理規定(CP)と大きな違いはありませんが、保税業務規則として規定するべき内容を網羅しているかの確認をお願いします。



【本紙のお問い合わせ先】

函館税関 監視部 保税地域監督官部門

住所 〒040-8561 函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎2階

☎ 0138-40-4276 Fax 0138-40-4269

保税ポータル⇒



密輸防止及び税関業務にご協力を!

税関は不正薬物や拳銃、爆発物などのテロ関連物資等の密輸防止に取り組んでいます。

※本紙掲載内容の無断転載はご遠慮ください。



令和8年関税法改正について（2）

2. 業務改善命令（第45条の2）

保税業者が関税法に従って保税地域の業務を行わなかったことその他の事由により、関税法の実施を確保するため必要があると認めるときは、税関から保税業者に対し業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと等を命ずることができるよう、業務改善命令が創設されました。



3. 搬出確認義務（第34条の2）



保税業者が外国貨物又は輸入の許可を受けた貨物を保税地域から出そうとする場合に、保税地域から出すことにつき必要とされる許可、承認又は届出があることを確認することが義務付けられました。

令和8年関税法改正の施行日は6月1日です

詳しい内容は、税関ホームページ（保税ポータル）に掲載しております。

保税ポータル⇒

